

青森県報

第三千五百三十四号

平成二十四年
五月二日
(水曜日)

目次

告 示

- 障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定……………(障害福祉課) ……一
- 障害福祉サービス事業者の指定……………(同) ……一

公 告

- 特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公告……………(県民生活文化課) ……一
- 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告……………(同) ……二
- 県営土地改良事業計画の決定……………(農村整備課) ……二
- 右 同……………(同) ……二
- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(港湾空港課) ……三
- 公安委員会……………(生活安全課) ……三
- 警備員指導教育責任者講習(追加取得講習)の実施……………(企画課) ……三

告 示

青森県告示第三百七十九号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十四年五月二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
保険調剤薬局フアイマシー佃店	青森市佃三丁目四の一〇	平成二十四・五

青森県告示第三百八十号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十四年五月二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う所	指 定 年 月 日
医療法人青仁会	居宅介護	八戸市大字尻内町七百七	平成二十四・五・一
医療法人青仁会	訪問看護・介護ステーション	八戸市大字田面三木字赤坂一六の三	"
医療法人青仁会	訪問看護・介護ステーション	八戸市大字田面三木字赤坂一六の三	"

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による設立認証

の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年五月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年四月十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人地域活性化協会

三 代表者の氏名

大久保 明高

四 主たる事務所の所在地

青森市大字浅虫字蛭谷六四

五 定款に記載された目的

この法人は、青森県全地域とその地域住民に対して、スポーツの振興とスポーツを通してのまちづくりや子供や老人の福祉増進を図る活動に関する事業を行い、明るく健康的でスポーツの盛んな地域の創造に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年五月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年四月十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 Fair Trade Fishery.

三 代表者の氏名

野呂 英樹

四 主たる事務所の所在地

青森市大字大野字若宮四六の一九

五 定款に記載された目的

この法人は、水産に関する調査、研究及び技術の普及に関する事業や水産業の発展及び漁村活性化のための事業を行うことで、広く一般国民に対して安全安心な水産物の供給を行うとともに、漁村地域の活性化に寄与していくことを目的とする。

~~~~~  
県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、平滝2号排水機場地区の県営土地改良事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年五月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十四年五月七日から同年六月一日まで

三 縦覧の場所

五所川原市役所、つがる市役所及び鶴田町役場

~~~~~  
県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、生田1号排水路地区の県営土地改良事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年五月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十四年五月七日から同年六月一日まで

三 縦覧の場所

五所川原市役所、つがる市役所及び鶴田町役場

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年五月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

青森空港駐車場管理機器賃借 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森空港管理事務所

青森市大字大谷字小谷一の五

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十四年三月二十九日

五 契約の相手方の名称及び住所

青森三菱電機機器販売株式会社

青森市中央一丁目二二三の四

六 契約金額

年額 六百八十六万九千五百二十円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

第二号

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方とした

ものである。

公安委員会

青森県公安委員会告示第四十三号

警備業法（昭和四十七年法律第一百七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習（法第二十二條第二項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。）第七条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けている者に対する当該資格者証等に係る警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る講習。以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第二条の規定により公示する。

平成二十四年五月二日

青森県公安委員会委員長 加 福 善 貞

一 講習の区分

法第二條第一項第四号に規定する警備業務に係る追加取得講習

二 実施期間及び実施時間

平成二十四年六月二十七日（水）から同年六月二十八日（木）までの二日間の午前九時から午後四時まで

三 実施場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

四 受講定員

七人（予定）

五 受講対象者

受講申込日において、受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者で、最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上であるもの

六 受講申込みの手続

1 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間

平成二十四年五月二十八日(月) から同年六月一日(金) までの間

(二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、受付を締め切る。

2 受講申込書の受付場所

青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込方法

六の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書(申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真一葉をはり付けること。一通に次の書面一通を添付すること。

(一) 当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面及び履歴書

(二) 既に交付を受けている当該警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の写し

5 受講手数料

受講手数料一万円を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

七 講習受付時間

講習初日の午前八時三十分から午前九時までの間

八 その他

1 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。

九 受講申込みに関する問合せ先

1 青森県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話〇一七 七三三 四二二一内線三〇四五

2 青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)の生活安全課又は刑事生活安全課

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭